

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 21 日

厚生労働省医政局地域医療計画課長 殿
厚生労働省医政局医事課長 殿
厚生労働省健康局健康課長 殿
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 殿
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）」に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の24時間365日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、夜間休日に対応できるコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置するため準備を進めてまいりました。

この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。今後、コールセンターで受けた相談について、夜間休日に、医療機関等への御対応をお願いすることも想定されます。医療機関等における性犯罪・性暴力被害者の支援について、格段の御配慮をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 コールセンターの開設日時
令和3年10月1日（金）17時
- 2 コールセンターの運営時間
月曜日から金曜日：毎日17時から翌日10時まで
土曜日、日曜日：土曜日の10時から月曜日の10時まで

国民の祝日 : 10時から翌日10時まで

年末年始 (12月29日から1月3日) : 12月29日10時から1月4日の10時まで

3 コールセンターを利用する道府県

(1) 10月1日からコールセンターを利用する県(20県)

青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、山梨県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 11月1日からコールセンターを利用する道府県(7県)

北海道、岩手県、福島県、栃木県、京都府、奈良県、和歌山県

4 医療機関等に関する情報提供について

コールセンターが受けた相談については、必要に応じ、貴省ウェブサイトに掲載されている「緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html)の医療機関等を紹介させていただきますので、性暴力被害者支援について、御協力をいただけますようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、村山、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37551)

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp